

# 処 分 基 準

平成29年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 4 9 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 警備業務に係る営業の停止命令
原権者 (委任先) : 佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問い合わせ先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (電話0952-24-1111内3033) 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考 : 令和元年10月15日改訂